

建築士事務所協会報

Topics : 広島市建築基準法取扱集の改正について
: 第43回建築士事務所全国大会 福島大会報告

12
DEC 2019
VOL. 449

一般社団法人
広島県建築士事務所協会
Hiroshima Association of Architectural Firms





外観全景

令和元年度日事連建築賞 奨励賞受賞作品 リマニット・モーター・藤田展示場

中古バスの販売展示場である。世界各地からのお客様をお迎えするにふさわしい空間、周辺の景観形成を誘導するようなインパクトのある施設としたいとのニーズに答えるべく、竹林・展示エリア・商談エリアを川の字に配置する新しいショールームの形を提案した。風にゆらぐ竹林と78mに及ぶ軽やかな屋根の姿は、ロードサイドの美しいショーケースとして雑然とした既存の景観に清涼感を与え、構造体を生かしたシンプルな構成や、素材の選定・ディテールに至る細やかな配慮が、日本らしい心遣いを醸し出し、企業の信頼感へとつながることを試みた。

《担当者コメント》

■「任せた」とのお言葉に甘え大胆な提案をさせて頂きましたが、いつNGを出されるか最後までびくびくしておりました。竣工後大変喜んで頂けたこと、さらに今回の奨励賞受賞など皆様にご評価いただけたことに建築設計に携わってきたことの喜びを感じております。(小松)

■デザインコンセプトを具現化するため、通常は＜荷重条件設定→応力算出→部材サイズ決定→意匠設計と調整＞とする構造設計プロセスを逆転することでコンセプトとの融合をはかりました。余白の豊さを大切に、要素を削ぎ落したシンプルな「見せる構造」を目指しました。(土井)

■デザインコンセプトを実現するため、意匠と融合した設備計画を目指しました。徹底的に設備の存在感を消しつつ様々な工夫を盛り込み、環境配慮と快適性を兼ね備えた「見えない設備」としています。(横山)



左から小松(意匠)、金光(建築施工)、横山(設備)、土井(構造)

《施設概要》

発注者：株式会社リマニットモーター
所在地：岡山市南区藤田
設計監理：株式会社竹中工務店広島一級建築士事務所
施工者：株式会社竹中工務店広島支店
工期：2016年9月～2017年5月
構造規模：RC+S造 / 1階建て
敷地面積：5,761.73㎡
延床面積：1,610.75㎡
設計担当：意匠/小松幸雄 構造/土井 尚 設備/横山輝明



事務所棟外観



事務所棟アプローチ



展示場外観

■行政ニュース

- 2……改正建築士法に関する情報提供について
- 4……公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について
- 8……広島市建築基準法取扱集の改正について

■協会のうごき

- 12……月間行事
- 14……第43回建築士事務所全国大会 福島大会報告

■お知らせ

- 16……広島県立美術館特別展「印象派への旅 海運王の夢バレル・コレクション」
- 18……法定講習受講者募集中
- 20……建築士事務所のための法律相談窓口が簡単に！

■リレーエッセイ

- 22……私のお気に入り 徳納剛
- 24……新入会員紹介
- 26……会員動静
- 26……編集後記 加納秀一

■今月の表紙タイトルバック／日本の伝統色
勿忘菫 わすれなすみれ
淡雪のほのかな想いきみやさし 菫の花が咲き
…小雪が舞う季（とき）の色。柔らぎの感覚。
（十日町織物工業協同組合策定きもの誕生色より）

建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、
社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一、誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一、健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産形成を図ります。
- 一、自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽くします。
- 一、設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一、互いに信頼を深め、連帯の精神を持って職務を全うします。

平成20年5月

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 広島県建築士事務所協会

改正建築士法等に関する情報提供について

国土交通省より（一社）日本建築士事務所協会連合会を通じて建築士法の改正に伴う関係省令・告示が11月1日付で公布（令和2年3月施行）された旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

詳しくは国土交通省のホームページ（URL http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000092.html）をご覧ください。

一般社団法人 広島県建築士事務所協会

1. おもな内容

- ・ 建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令の改正（建築士事務所の図書保存の見直しはここに含まれます）
- ・ 建築士の受験資格及び免許登録要件に係る告示の改正
- ・ 建築士の実務経験の対象実務に係る告示の改正

2. 建築士事務所の図書保存の見直しについて

建築士法施行規則が改正され、すべての建築物について配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等、工事監理報告書の保存が義務づけられます。

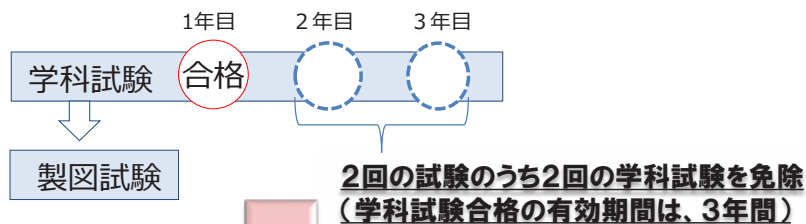
【省令改正】学科試験免除の仕組みの見直し

令和元年11月1日公布
令和2年3月1日施行

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）

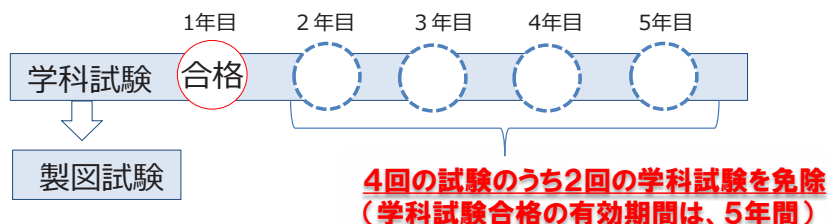
第十二条 学科の試験に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した一級建築士試験に引き続いて行われる次の二回の一級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

改正前：学科試験合格試験の後の2回の学科試験



建築士法施行規則第十二条を改正し、建築士試験における学科試験免除のあり方を柔軟化

改正後：学科試験合格試験の後の4回の試験のうち2回の学科試験



【省令・告示改正】建築士資格に係る実務経験の対象実務の見直し

令和元年11月1日公布
令和2年3月1日施行

① 実務経験の対象実務の見直し

既存建築物の活用推進など建築士に求められる役割・業務環境の変化や自治体等の審査・検査等の重要性の拡大に対応するため、実務経験の対象実務の見直しを行う。

① 見直し内容

- ✓ 対象実務の考え方に「建築物の調査又は評価に関する実務」を追加するとともに、近年の実務内容の変化や建築士の関与実態の観点から対象実務を拡大

<対象実務の考え方>

設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務

<対象実務の拡大>

【施行規則改正】

- ・ 対象とする実務に「建築物の調査又は評価に関する実務」を追加（例：既存建築物の調査・検査、調査結果を踏まえた劣化状況等の評価など）

【告示改正】 従前対象となる実務に加え、以下の実務を追加

- ・ 法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する実務（例：瑕疵担保責任保険の検査、性能評価、省エネ適合判定、JHFの適合証明など）
- ・ 専門性が高く独自に施工図を作成し、建築物全体又は多くの機能と密接な関係を持つ工事の施工管理に関する実務（例：鉄骨工事、鉄筋工事、解体工事（4号建築物以外のもの）など）
- ・ 建築行政（従前対象となる建築確認等以外）（例：建築基準法等に係る個々の建築物の審査・検査・指導・解釈・運用や法律に基づき行う認定・審査・判定など）
住宅行政（建築物に直接関係する実務）（例：建築物の性能向上等を図る補助金の審査業務、特定空家等の調査など）
都市計画行政（建築物の整備に係る実務）（例：市街地再開発事業、土地区画整理事業など）
- ・ 建築に係る教育・研究・開発（例：建築士試験に係る全科目を担当可能（所属長が該当性を証明）でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員など）

② 実務経験に係る確認・審査の厳格化・厳密化

対象実務の拡大と併せて、実務経験は免許登録要件となり、時間をかけて確認・審査が行えるようになることから、確認・審査の厳格化・厳密化を図る見直しを行う。

② 見直し内容

- ✓ 第三者証明を実務を行った「法人による証明」に限定
- ✓ 証明者に対する処分・告発を明確化
- ✓ 申告を求める実務内容を詳細化

⇒ 上記内容に加え、対象となる実務経験の詳細リストを試験機関及び登録機関のHPにおいて公表し、順次更新する予定。
今回の見直しにより追加する実務は、施行日（令和2年3月1日）以後に行われた実務から実務経験年数に計上。

【省令改正】建築士事務所の図書保存に係る改正の概要

国土交通省

令和元年11月1日 公布
令和2年3月1日 施行

【背景】

- 建築士事務所の開設者は、一定の図書を15年間保存しなければならないが、木造建築物の構造安全性を確かめるための重要な計算である壁量計算に係る図書等の保存は義務づけられていない。
- また、仕様規定の適用除外のただし書きで必要な構造計算の計算書、小規模な建築物における基礎伏図等の図面や構造計算書等の保存が義務づけられていない。

【改正内容】

- 全ての建築物について、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等（※）、工事監理報告書の保存を義務づけることとした。

（※）構造計算書等とは、

- ① 保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
- ② 仕様規定の適用除外のただし書きで必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
- ③ 壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書

設計が建築基準法第6条第1項第2号又は第3号に係る図書である場合	左記以外の場合 建築士でなければならない設計又は工事監理に係る図書である場合	左記以外の場合（100㎡以下の2階建て木造の建築物等の設計又は工事監理に係る図書である場合）
保存図書の追加 ・構造計算書等の一部（ただし書の計算書、壁量計算書等）	保存図書の追加 ・基礎伏図・各階床伏図 ・小屋伏図・構造詳細図 ・構造計算書等（構造計算書、ただし書の計算書、壁量計算書等）	新規義務付け ・上記波線部の全ての図書

建築物に係る構造安全性が確保されていることを建築士が対外的に立証できるようにするとともに、設計等業務の委託者の保護を図る。

国土入企第32号
令和元年10月21日

発注関連業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針
の一部変更について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、令和元年10月18日に閣議決定により一部変更されたところです（別添1を参照。）。

この基本方針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、国、特殊法人等及び地方公共団体の全ての公共工事の発注者が講ずべき措置その他の施策を明らかにしたものであり、今般、各省各庁及び地方公共団体に対し、別添2のとおり通知しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、法及び基本方針の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応いただくとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

詳しくは（一社）日本建築士事務所協会連合会ホームページをご覧ください。
<http://www.njr.or.jp/list/news/2019/01307.html>

品質法基本方針とは

- 品質法（※）に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保
を柱とする品質法の改正（※）を反映（※）令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」国土交通省 改正案の概要【詳細版①】

「品質法基本方針」改正のポイント

1 発注関係事務の適切な実施 ※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

（1）予定価格の適正な設定

- 発注者が予定価格を定めるにあたっては、市場における最新の労務、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、適正な工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。
- 災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるとき等は、入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算を行うこと等に努める。
- 国は、法定福利費等の支払いに係る実態把握に努め、必要な措置を講ずる。

（2）災害時の緊急対応の充実強化

- 発注者は、災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事にあっては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事にあっては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努める。
- 発注者は、あらかじめ、建設業者団体等との災害応急対策又は災害復旧に関する工事の施工に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるとともに、他の発注者との連携を図るよう努める。

（3）ダンピング受注の防止（略）

（4）計画的な発注、施工の時期の平準化

- 発注者は、計画的に発注を行うとともに繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定を行う等の取組を通して、施工の時期の平準化を図る。
- 国は、発注者ごとの施工の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公表等を行う。

（5）適正な工期設定及び適切な設計変更

- 発注者は、公共工事に従事する者の休日、工事の施工に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の施工が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定する。
- 国は、週休2日の確保等を含む適正な工期設定の推進等必要な措置を講ずる。
- 発注者は、設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたることになったときは、繰越明許費の活用等の措置を適切に講ずる。

2 受注者等の責務に関する事項

- 全ての下請業者を含む公共工事を実施する者は、下請契約を締結するときは、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結するものとされている。
- 国は、週休2日の確保等を含む適正な工期設定の推進等必要な措置を講ずる。
- 国は、全ての下請業者を含む公共工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に支払われるようその実態把握に努めるとともに、法定福利費を内訳明示した見積書や請負代金内訳書の活用促進を図る。
- 受注者（受注者となる者を含む。）は、公共工事の適正な実施のために、情報通信技術を活用した公共工事の施工の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることとされている。
- 国及び地方公共団体等は、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術の活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進する。
- 「建設キャリアアップシステム」の活用等技能労働者の技能や経験に応じた適切な処遇につながるような労働環境の改善を推進する。

3 技術的能力の審査の実施に関する事項（略）

4 多様な入札及び契約の方法（略）

5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項（略）

6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努める。
- 国及び地方公共団体等は、技術開発の動向を踏まえ、情報通信技術の活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進する。

7 発注関係事務の環境整備に関する事項（略）

8 調査等の品質確保に関する事項（※上記1～7と同様の内容を記載）

（1）調査等における発注関係事務の適切な実施

① 予定価格の適正な設定

- 発注者が予定価格を定めるにあたっては、市場における労務、資材、機材等の取引価格、法定福利費、公共工事に関する調査等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、適正な調査等の履行期、調査等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。
- 災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるとき等は、入札参加者から調査等の全部又は一部について見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算を行う。

② 災害時の緊急対応の充実強化

- 発注者は、災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧工事に関する調査等にあつては随意契約を、その他の災害復旧工事に関する調査等にあつては指名競争入札を活用するなど緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努める。
- 発注者は、あらかじめ、調査等を実施する者等との災害応急対策又は災害復旧工事に関する調査等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるとともに、他の発注者との連携を図る。

③ ダンピング受注の防止

- 発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定する等の必要な措置を講ずる。

④ 計画的な発注、実施の時期の平準化

- 発注者は、計画的に発注を行うとともに、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる調査等の履行期の設定を行う等の取組を通して、調査等の実施の時期の平準化を図る。
- 国は、発注者ごとの調査等の実施の時期の平準化の進捗・取組状況の把握・公表を行う。

⑤ 適正な履行期の設定及び適切な設計変更

- 発注者は、公共工事に関する調査等に従事する者の休日、調査等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により調査等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な調査等の履行期を設定する。
- 国及び地方公共団体等は、週休2日の確保等を含む適正な調査等の履行期の設定を推進する。
- 発注者は、調査等の履行期が翌年度にわたることになったときは、繰越明許費の活用等必要な措置を適切に講ずる。

（２）調査等における受注者等の責務に関する事項

- 全ての下請業者を含む公共工事を実施する者は、下請契約を締結するときは、**市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な調査等の履行期を定める下請契約を締結**する。
- 国は、**週休２日の確保等を含む適正な履行期の設定の推進**等必要な措置を講ずる。
- 受注者（受注者となろうとする者を含む。）は必要な技術的能力の向上、**情報通信技術を活用した公共工事に関する調査等の効率化等による生産性の向上**並びに技術者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努める。
- 国及び地方公共団体等は、技術開発の動向を踏まえ、**情報通信技術の活用、新技術の導入等を推進**する。

（３）調査等における技術的な能力の審査の実施、調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法等

- 調査等の性格、地域の実情等に応じ、総合評価落札方式や**プロポーザル方式**等の入札及び契約の方法の中から適切な方法を選択できる。
- 発注者は、完了確認検査等を行うに際し、**情報通信技術の活用**を図る。

９ 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

- 各発注者は、発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、**発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用**等に努める。

１０ 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施

- 国、特殊法人等及び地方公共団体は、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の目的物について、**適切に点検、診断、維持、修繕等を実施**するよう努める。

１１ 施策の進め方

- 各発注者は、**適切な発注関係事務の実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、必要な職員の配置等体制の整備**に努める。
- 社会インフラの整備及び維持管理の実施や災害の頻発に的確に対応するとともに、公共工事の品質確保に係る取組を推進するため、国及び地方公共団体等は、**技術者の確保、育成を含む体制の強化**を図る。また、**地方公共団体において財源や人材に不足が生じないよう、必要な支援**を行う。

(公 印 省 略)
広指建第 1 4 9 号
令和元年 1 1 月 5 日

一般社団法人
広島県建築士事務所協会
会長 衣笠 准一 様

広 島 市 長 松 井 一 實
(都市整備局指導部建築指導課)

広島市建築基準法取扱集の改正について (通知)

日頃から本市の建築行政について御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このたび、建築基準法の一部を改正する法律 (平成 3 0 年法律第 6 7 号) の施行等に伴い、別添のとおり本取扱集の改正を行うこととなり、本市ホームページにおいて公表しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会の関係者への周知に御協力ください。

1 改正内容

別紙 1 のとおり

2 施行期日

令和元年 1 2 月 1 日

3 本市ホームページ掲載場所

産業・雇用・ビジネス>建築>建築に関するお知らせ>お知らせ>

広島市建築基準法取扱集の改正について

問合わせ先

第二指導係 和田

TEL 082-504-2288 FAX 082-504-2529

E-Mail kenchiku@city.hiroshima.lg.jp

改正内容

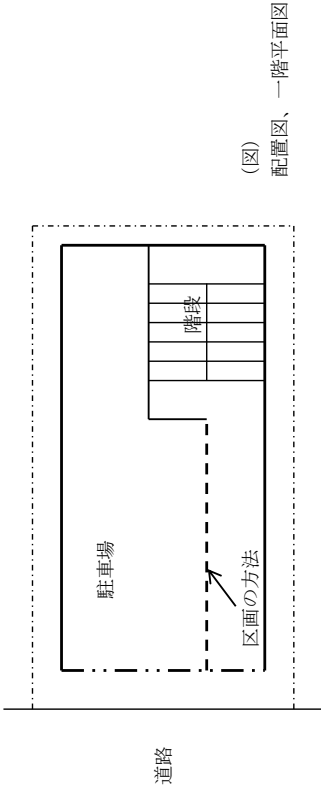
(傍線部が改正部分)

頁	項目	現行	改正
表紙	発行年月	平成 2 0 年 7 月	令和元年 1 2 月
2	5 防火設備とみなす 塀の取扱い	法第 <u>64</u> 条	法第 <u>61</u> 条
2	6 防火設備となる防 火覆いの取扱い	「建築設備設計・施工上の運用指針 第 2 章 換気設備 2- <u>41</u> 延焼のおそれのある外壁面 等に設ける防火覆いの取り扱いについて」	「建築設備設計・施工上の運用指針 第 2 章 換気設備 2- <u>39</u> 延焼のおそれのある外壁面等 に設ける防火覆いの取り扱いについて」
3	7 屋根に設置する天 窓等の取扱い	法第 22 条…第 <u>63</u> 条 令第 107 条…第 109 条の <u>5</u> …	法第 22 条…第 <u>62</u> 条 令第 107 条…第 109 条の <u>8</u> …
		1 法第 22 条第 1 項、第 25 条又は第 <u>63</u> 条に 規定する屋根に…	1 法第 22 条第 1 項、第 25 条又は第 <u>62</u> 条に 規定する屋根に…
		天窓を設ける屋根 法第 22 条、25 条、<u>63</u> 条 に規定する屋根	天窓を設ける屋根 法第 22 条、25 条、<u>62</u> 条 に規定する屋根
4	9 法第 2 7 条の対象 となる 3 階建の共同住 宅の取扱い	たとえば、図のように…耐火建築物としな ければならない。	たとえば、図のように…耐火建築物 <u>等</u> とし なければならぬ。
15	19 光庭の取扱い	2 適用建築物 令第 112 条第 <u>9</u> 項の適用を…	2 適用建築物 令第 112 条第 <u>10</u> 項の適用を…
16	20 異種用途区画の取 扱い	別紙 2 のとおり	
26	28 建築物からはね出 した看板の取扱い	① 下図のように…法第 <u>66</u> 条では看板とし、 令第 138 条第 1 項第 3 号では…	① 下図のように…法第 <u>64</u> 条では看板とし、 令第 138 条第 1 項第 3 号では…
		③ このはね出し看板が…法第 <u>66</u> 条の対象 になります。 (なお、法第 <u>66</u> 条でいう…	③ このはね出し看板が…法第 <u>64</u> 条の対象 になります。 (なお、法第 <u>64</u> 条でいう…

現行

20 異種用途区画の取扱い

法第 36 条
令第 112 条第 12 項、第 13 項
H14. 4. 1 (制定) H20. 7. 1 (修正)



上図の破線部分の区画については、下表のとおりとします。

	上階が法第 27 条に該当する場合 (令第 112 条第 13 項)	上階が法第 24 条に該当する場合 (令第 112 条第 12 項)	その他の場合
駐車場が 50 m ² 以下	A	A	A
駐車場が 50 m ² を超え 150 m ² 未満	C	B	B
駐車場が 150 m ² 以上	C	C	C

凡例 A ライン引き、ガッター等で通路を明確にする。

B 準耐火構造とした壁又は法第 2 条第 9 号の二に規定する防火設備で区画する。

C 令第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合する準耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画する。

(注 1) 駐車場及び駐輪場の取扱いについて

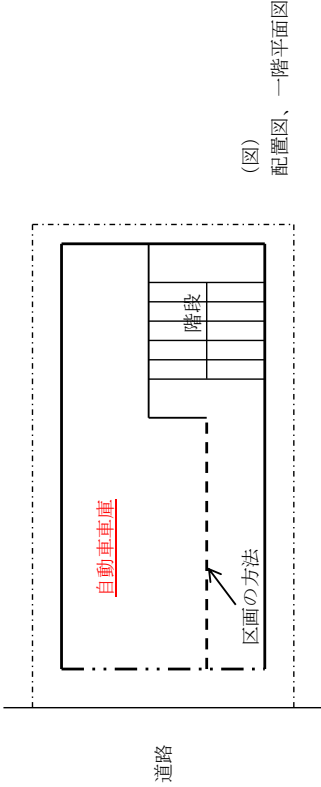
- ① 駐車場と駐輪場を併設した場合には、同種の用途とみなして上表を適用します。
- ② 駐車場と駐輪場をガッター、間仕切壁等により車両が進入できないように分離して設けた場合には、駐車場の用途に供する部分について上表を適用します。

(注 2) 1 階の主要構造部及び 2 階床の構造については、県条例第 10 条の規定に注意が必要です。

改正

20 異種用途区画の取扱い

法第 36 条
令第 112 条第 17 項
H14. 4. 1 (制定) H20. 7. 1 (修正) R1. 12. 1 (修正)



上図の破線部分の区画については、下表のとおりとします。

	上階が法第 27 条に該当する場合 (令第 112 条第 17 項)	その他の場合
自動車車庫が 50 m ² 以下	A	A
自動車車庫が 50 m ² を超え 150 m ² 未満	B	A
自動車車庫が 150 m ² 以上	B	B

凡例 A ライン引き、ガッター等で通路を明確にする。

B 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画する。

(注 1) 自動車車庫及び自動車駐車庫の取扱いについて

- ① 自動車車庫と自動車駐車庫を併設した場合には、同種の用途とみなして上表を適用します。
- ② 自動車車庫と自動車駐車庫をガッター、間仕切壁等により車両が進入できないように分離して設けた場合には、自動車車庫の用途に供する部分について上表を適用します。

(注 2) 1 階の主要構造部及び 2 階床の構造については、県条例第 10 条の規定に注意が必要です。

エスケー化研の製品は建築物の資産価値向上に貢献します



耐火塗料
SKタイカコート



不燃断熱材
セラミライトエコG



内装用汚染防止エマルジョン塗料
セラミフレッシュIN



水性厚膜型特殊合成樹脂系塗床材
SKスペシャルフロアー



建築仕上材の総合メーカー

エスケー化研株式会社

エスケー化研ホームページ

www.sk-kaken.co.jp

TEL:082-943-5043 FAX:082-943-5036

広島支店：広島市佐伯区五日市港 2-1-5

美和ロック・HORIロック 広島地区代理店

梅田株式会社

〒733-0815 広島市西区己斐上 4 丁目31番 2 号

TEL082-507-1191(代)・507-1189



露出型弾性固定柱脚工法

ISベース

<http://www.isbase.jp>

(財)日本建築センター評定／国土交通省大臣認定



有限会社 **キョウヤマ**

本 社

広島市西区中広町2丁目14-21

TEL (082) 532-3067

松山営業所

愛媛県東温市則之内乙2575-7

TEL (070) 5513-0342

高松営業所

香川県高松市瓦町1丁目9-20

TEL (087) 842-1668

エレベーター・リフト・身障者用昇降機・テーブルリフター・昇降機設備



日本エレベーター協会会員

大成リフト製造株式会社

本社／広島市南区上東雲町19番 2 号 TEL (082) 284-0331(代)

FAX (082) 284-0370

<月 間 行 事>

令和元年11月1日～令和元年11月30日

- 11月1日 広島商工会議所臨時議員総会 於：広島商工会議所 衣笠会長出席
- 11月5日 広島県との意見交換会 於：建築サロン 広島県6名・協会10名出席
- 11月6日 広島県消費生活課建築相談 於：広島県生活センター 苗村住宅委員出席
ひろしま住まいづくりコンクール現地審査会 豊田副会長出席
総務渉外委員会
- 11月8日 三役会・地域理事会 於：ビュー・ポートくれ
- 11月9日 建築物耐震診断等評価委員会
ひろしま住まいづくりコンクール現地審査会 豊田副会長出席
広島市空き家よろず相談会 於：広島市総合福祉センター 亀岡教育委員出席
- 11月11日 広島商工会議所第2回議員総会（臨時）・懇談会
於：リーガロイヤルホテル広島 衣笠会長出席
- 11月12日 管理建築士講習 16名出席
日事連総務・財務委員会 於：日事連会議室 車田副会長出席
- 11月13日 広島市との意見交換会 於：広島市役所 広島市9名・協会8名出席
情報・編集委員会
情報・編集委員会青年部会
- 11月14日 令和元年第3回日事連中四国ブロック協議会
15日 於：鳥取シティホテル 衣笠会長・車田副会長・河原専務理事・長谷川職員出席
- 11月18日 第11回自由民主党・地方政調会IN広島
於：リーガロイヤルホテル広島 河原専務理事・大木主任出席
広島県建築士事務所政経研究会役員会
- 11月19日 設計図書の電子的作成と保存の実務講習会 於：建築サロン 7名出席
- 11月20日 圓光産業株式会社工場見学会 於：圓光産業株式会社 18名出席
- 11月22日 【ひろしま建築設計異業種交流会】スマホで集合！ボウリングへGO！
於：パークレーン 39名参加

- 11月23日 建築物耐震診断等評価委員会
- 11月25日 会員交流委員会
- 11月27日 技術委員会
- 11月28日 広島市住宅相談 於：広島市役所 立石指導委員長出席
- 11月30日 (一社) 広島県建築士事務所協会 ゴルフコンペ第197回及び忘年会
於：広島ゴルフ倶楽部鈴が峰コース 40名参加

＜ 今後の行事予定 ＞

- 12月12日 相談役会 於：ホテルメルパルク広島
- 12月14日 顧問懇談会 於：リーガロイヤルホテル広島
- 1月9日 新年互礼会 於：リーガロイヤルホテル広島
- 1月22日 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会
於：広島商工会議所
- 2月4日 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会
於：福山商工会議所
- 2月7日 正副委員長会議 於：ホテルメルパルク広島
- 2月21日 三役会・理事会
- 2月26日 管理建築士講習
- 3月27日 三役会・理事会

第43回建築士事務所全国大会 福島大会報告

事務局

今年の大会は10月4日（金）に福島市のとうほう・みんなの文化センターにおいて、約1500名の参加者のもと盛大に開催されました。

今年の大会テーマ「七転び・八起き～福島からのメッセージ～」、大会スローガン「震災から再生、そして飛躍へ！」を掲げ、東日本大震災からの復興に向け全国に発信するとともに、建築士事務所が持つ重要な役割を再認識する大会となりました。

大会前日、「未来設計図」～ともに築く未来のまちづくり～と題して、青年話創会2019福島大会が開催されました。全国から190名の参加があり、広島会からは福山理事、村田理事が参加し、テーブル討議では「災害に備えるまちづくり」をテーマに活発な意見交換が行われました。

今大会には、広島会から衣笠会長をはじめ19名が参加しました。座談会の第1部は「震災からの復興・創生」の講演があり、第2部は「ふくしまの未来」のパネルディスカッションがあり、被災した状況と創生への道筋、持続可能な地域づくりの展望、地域循環型経済のあり方など、それぞれが持つふくしまの未来像について期待を込めてパネラーの皆さんが持論を展開されました。

大会式典では、佐々木日事連会長による挨拶があり、続いて多数の来賓からの祝辞がありました。その後、日事連建築表彰では広島会からは小規模建築部門で向山徹建築設計事務所の「岩国のアトリエ」が優秀賞、一般建築部門で竹中工務店の「リマニット・モーター・藤田展示場」が奨励賞に選ばれ表彰されました。ダブル受賞は大変光栄なことです。（詳細は11月号に掲載しています）



大会会場正面にて

大会式典を終え、一同は小雨交じりの中を土湯温泉に移動し、温泉に浸かって一日の疲れを癒しました。

翌日は天気予報を覆しての晴天に恵ま、貸切バスで会津若松市を中心に巡りました。猪苗代湖、磐梯山を車中から眺めながら、第一の目的地、飯盛山につきました。動く坂道スロープコンベアに乗って、楽々スイスイと頂上まで登りました。ここには白虎隊十九士の墓、各地で戦死した三十一士の墓や、イタリア並びにドイツから贈られた記念碑、さざえ堂、宇賀神堂、巖島神社、白虎隊引揚げの洞門など、数多くの神話や史跡名所が残っていました。

幕末の戊辰戦争で自刃した白虎隊十九士のこと、国指定重要文化財のさざえ堂などガイドさんから説明を受けました。



白虎隊十九士の墓前で説明を受ける



上りと下り通路が異なるさざえ堂

次に、NHK大河ドラマ「八重の桜」主人公の新島八重で有名になった鶴ヶ城を見学しました。
難攻不落の名城と謳われた鶴ヶ城は、戊辰戦争で新政府軍の猛攻の前に籠城一ヶ月、城は落ちなかったそうです。



鶴ヶ城の前で記念撮影

最後に大内宿を訪れました。江戸時代の宿場を現在までそのまま残した村です。茅葺屋根の民家が立ち並ぶ景色は圧巻でした。



江戸時代にタイムスリップしたような大内宿

結びになりますが、参加いただいた協会員の皆様、本当にありがとうございました。

[illegible]

法定講習受講者募集中

管理建築士講習

建築士事務所の管理建築士となるためには、建築士として3年以上の設計・工事監理その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、管理建築士講習（法定講習）を受講し終了することが必要になります。新規に建築士事務所登録をされる方は、登録申請の時点で、管理建築士講習の修了証が必要となります。

講習日	会場コード	講習会場	定員	残席数	申込〆切日
令和2年 2月26日（火）	6D-04	広島県建築士事務所協会 建築サロン	25	25	令和2年 1月31日（金）
※残席数は11月13日現在です。定員に達している場合もありますので、最新の残席数は事務局までお問い合わせください。 ※定員に達した場合は〆切前でも受付を終了いたしますので、ご了承ください。					

◆受講手数料◆

16,200円（消費税・テキスト代込）

（一社）広島県建築士事務所協会

◆申込方法◆

所定の申込書を（一社）広島県建築士事務所協会へ郵送又は持参

◆受講資格◆

原則として、建築士事務所に所属する建築士として3年以上、次の業務（建築士法施行規則第20条の4第1項に規定する業務）に従事した者であること。

- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| ①建築物の設計に関する業務 | ②建築物の工事監理に関する業務 |
| ③建築工事契約に関する事務に関する業務 | ④建築工事の指導監督に関する業務 |
| ⑤建築物に関する調査または鑑定に関する業務 | |
| ⑥建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理に関する業務 | |

※建築物の施工管理（施工図の作成や安全管理等を含む。）は受講資格の対象業務としては認められません。

このような場合はお早目の受講をお勧めいたします！

- 近い将来、建築士事務所の開設を考えている
- 現任者の定年退職前に管理建築士を変更し、引き継ぎをスムーズに進めたい
- 急な退職・異動等に備え、後任候補の人材を確保しておきたい

※ 建築士法第24条第1項において、「建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとに、それぞれ当該一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士を置かなければならない」と規定されています。

現任の管理建築士が退職・死亡等で不在となった場合はその時点で建築士事務所登録要件を満たさないこととなり、事務所を廃止しなければならず業務を引き続き行うことが出来なくなってしまいますので、ご注意ください。

建築士定期講習

令和元年度の建築士事務所協会担当分は9月26日開催分をもちまして全て終了いたしました。

10月以降は（公社）広島県建築士会が担当しています。日程や申込等のお問い合わせは建築士会へお願いいたします。

（公社）広島県建築士会 TEL：082-244-6830

株式会社 ティーエス ハマモト



大規模修繕工事
調査 診断 設計 施工
ISO 9001:2008認証取得

〒731-0135 広島市安佐南区長束4丁目16番2号
TEL (082) 238-1511 FAX (082) 238-1513

透明性の高いグラスファイバー製
不燃シートを採用!

国土交通大臣認定 NM-0895

透光率は
90%

既設建物にも対応

三和グループ 三和シャッター工業株式会社 082-297-3014

詳しくはホームページで

三和シャッター

検索



- ガラス製のたれ壁とは異なり、地震などによるひび割れ、落下した際のガラス飛散の心配がいない。
- 中棧や下枠が無いので、見通しが良くスッキリとした意匠。
- 壁面に下地が不要で、取り付けも片側からの作業が可能なので、設置コストを低減。

防煙たれ壁『サンスモーク』

防煙シート テンションタイプ BTS

システムを売る建材の専門商社



広島支店
広島県安芸郡坂町北新地4丁目2番30号
東部流通団地
Tel (082) 885-3411 Fax (082) 885-3400
本社/尾道 支店/尾道・福山
営業所/松山・三原・岡山・山陰・備北
山口・鳥取・東京

建設資材の総合販売及施工

- 杭 地 業: PHCパイプ(日本ヒューム・ジャパンパイプ・日本コンクリート工業)
工法(HiFB・ハイパーメガ・ハイパーストレート・EAZET・アットコラム):
場所杭: 杭引抜き
- 地 盤 改 良: 柱状改良(テノコラム)・表層改良(エルマッド)・砕石パイル
- 地 質 調 査: ボーリング・サウンディング試験
- 外 壁 工 事: ALC(旭化成)・押出成型セメント板(ノザワ・神島化学工業)
サイディング(ケイミュー・ニチハ)
- 住 設 工 事: ユニットバス・システムキッチン・洗面化粧台(LIXIL・TOTO・タカラ・パナソニック他)
介護用ユニットバス(積水ホームテクノ・大和重工・パナソニック)
- その他工事: 住金システム建築・大断面構造・屋根工事・太陽光発電
什器備品・木製建具・エレベーター
- 外 構 工 事: 膜屋根・アルミハニカムパネル・雨水流出抑制・防災関連製品
ストリートファニチャー・フェンス・門扉・シェルター・自転車置場・インターロッキング

BX
文化シャッター

文化シャッターが
検査・報告
いたします!!!

2018年度は
広島県
の検査報告受付が始まります。

防火設備検査員

防火設備の
定期検査・報告は
文化シャッターにお任せください!!!

文化シャッター株式会社 ホームページ <http://www.bunka-s.co.jp/>
本 社 〒113-8535 東京都文京区西片1丁目17-3 tel: 03-5844-7111
中四国支店 〒734-0013 広島県広島市南区出島2-4-49 tel: 082-256-6700

「建築士事務所のための法律相談窓口」が簡単に！

相談したい方は、直接、委託法律事務所へ電話してください。

※ これまでは、事務局経由で委託法律事務所へ連絡調整していました。

建築士事務所のための法律相談窓口

建築設計・監理業務の法律関係のことでお困りの方、
当協会の委託法律事務所が無料で相談に応じます。

- ※ 協会正会員に限ります。
- ※ 面談による相談です。（原則、電話による相談はできません）
- ※ 面談場所は、委託法律事務所内（広島市、尾道市、三次市）です。
- ※ 相談に限り無料です。
解決に向けて事件の受任を依頼する場合などは有料です。
- ※ 委託法律事務所と利害関係のある案件を除きます。



まずは、気軽に法律事務所へご一報を！

《連絡先》

弁護士法人広島みらい法律事務所
(協会委託法律事務所)

電話 082-511-7772 受付時間 9:00～18:00(平日)



※ 電話の際、「当協会の法律相談」である旨、「当協会会員」である旨をお伝えください。

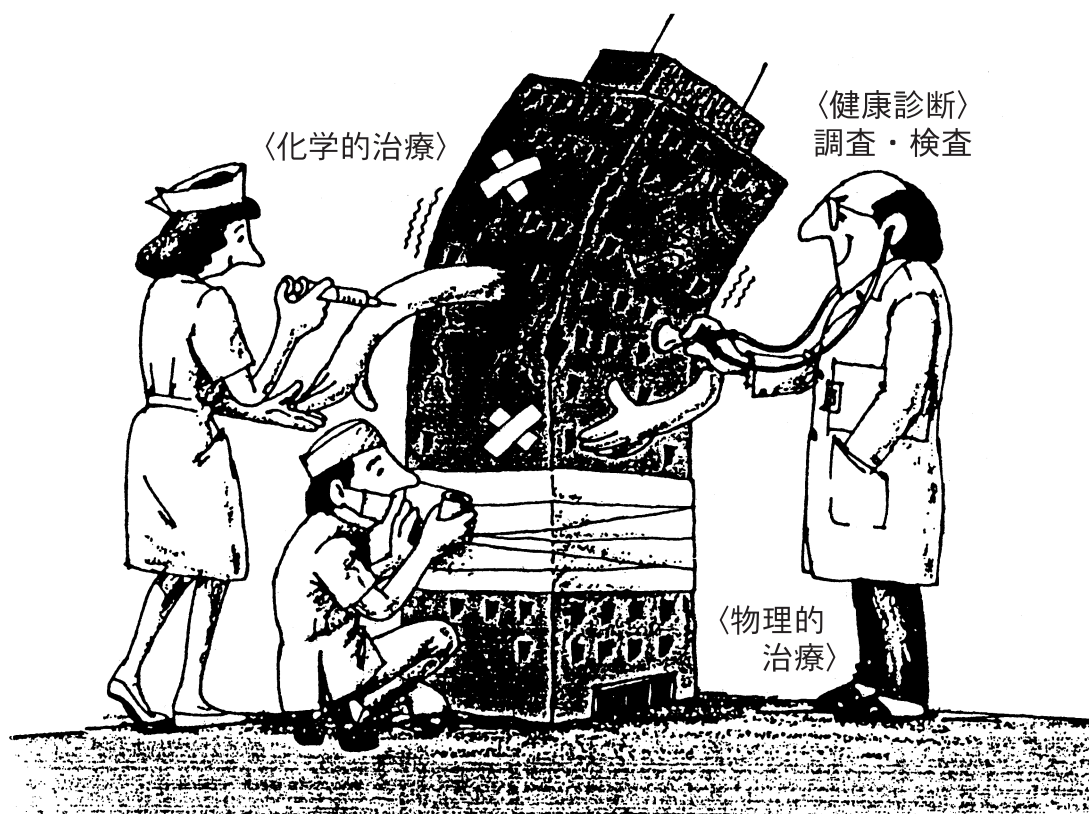
※ 相談については法律事務所限りとしています。

相談者名や相談内容の詳細については、法律事務所から当協会への報告はありません。

※ 相談者から当協会への連絡の必要はありません。

傷んだコンクリートをリフレッシュ
すぐれた技術・抜群の実績

リフリート工法



建物の調査と改修工事のご相談は
□ リフリート工業会 □

中国支部事務局 (082) 261-7191
(太平洋マテリアル(株) 中四国支社 広島営業部内)

<http://www.refrete.com>

(株) 愛 晃 ☎ 082-262-3110

三 共 化 学 工 業 (株) ☎ 082-295-8600

ア マ ノ 企 業 (株) ☎ 0849-33-4704

(株) サ ン ゼ オ ン ☎ 082-291-1631

(株)カシワバラ・コーポレーション ☎ 0827-22-1266

(株) テ ク シ ー ド ☎ 082-516-1070

(株) カ ネ キ ☎ 082-277-2371

東興ジオテック(株)広島支店 ☎ 082-497-4777

小 島 建 興 (株) ☎ 082-272-3773

宮 本 塗 装 工 業 (株) ☎ 082-238-3511

(株)コンステック広島支店 ☎ 082-236-6333



第99回 生活遺産「軍艦島」

福德技研株式会社

徳納 剛



プロフィール

仕事をするにあたって心掛けていること（ポリシー）：

検査に合格する仕事ではなく、与えられた環境でベストの仕事をする。

座右の銘：耐雪梅花麗

悪、小なるをもってこれをなすなかれ。善、小なるをもってこれをなさざるなかれ

好きな音楽家：ボブマーリー、レッドツェッペリン、そして吉田拓郎

好きな作家：司馬遼太郎

好きな食べもの：イタリアン、お好み焼き、いろいろ

趣味：海釣り(最近時間がない)、ゴルフ(100前後で進歩なし)、英会話(毎朝ラジオ英会話)

2012年、長崎県の軍艦島に初上陸しました。建築学会とコンクリート工学会（JCI）の軍艦島に現存する日本最古のRC構造物保存検討チームの一員としての参加でした。その年、広島市でJCI年次大会が国際会議場で開催され、その会場で（一社）コンクリートメンテナンス協会として亜硝酸リチウムの圧入技術の展示をしていました。のちに芝浦工業大学の教授になる建築研究所の濱崎先生がふらっと私たちのブースを訪問して、私の亜硝酸リチウムの防錆技術の説明を聞いた後、「亜硝酸リチウム圧入で軍艦島建築群保存のための試験体を作成して現地に暴露しないか？」と言われ、二つ返事で了解し上陸しました。ちなみに軍艦島への上陸は簡単ではありません。コンクリート片が上空からいつ落ちてくるか分かりませんし、歩いている床がいつ抜け落ちるか分からない場所です。長崎市に「すべて自己責任」という誓約書をまず提出して上陸します。

軍艦島のRC高層住宅の歴史は大正時代に建築された7階建ての30号棟に始まり昭和そして戦中戦後に多くのRC高層住宅が建築されました。狭い島の中に5000人を超える炭鉱に関わる人が住んで日本一の人口密度を記録しています。

軍艦島の鉄筋コンクリートは過酷な塩害環境に曝されています。塩分量は腐食発生限界をはるかに超えて、鉄筋は腐食し、激しく腐食膨張した錆鉄筋がひび割れを誘発し、断面欠損を起こし、かぶりコンクリートは欠落して、構造物全体で赤茶色に腐食膨張した鉄筋が剥き出しになっている光景をい



洋上からの軍艦島



小中学校を背景



腐食鉄筋の劣化コンクリート

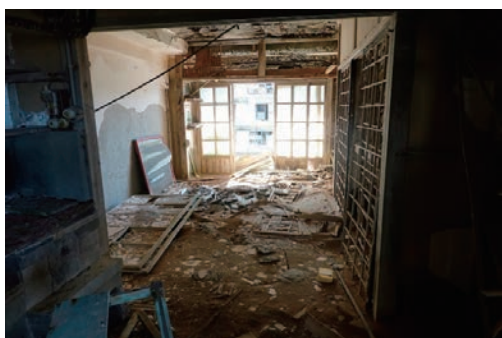
たところで見ることができます。3年前から10年間の暴露試験も新たに始まり、それにも参加しているのですが、実験開始から10年後となると、私は70歳を過ぎていることになります。調査の邪魔にならない年寄りになるように気を付けなければいけません。

私にとって、軍艦島に行く理由がもう一つあります。私は昭和39年（10歳）まで福岡県の田川市に住んでいました。筑豊炭田と呼ばれる町で生まれ育ちました。小さい頃の記憶ですが、炭鉱繁栄の頃、田川のアーケード商店街は連日人であふれ活気に満ち、花火大会や洗炭でぜんざいのように真っ黒になった英彦山川を渡る山車の祭り「神幸祭」は多くの人で盛大ににぎわっていました。今思うと日本のエネルギー政策で人とお金が集まった地域だったのでしょう。私は活気にあふれた炭鉱の時期から多くの人々が去り寂しくなった閉山までの筑豊を経験しました。全身石炭で真っ黒になって仕事から戻ってくる男たちの家族が住む長屋に住んでいました。お風呂も便所も共同で、近所に住むもの皆家族と同じ感覚でした。今は博物館が出来てそのころを再現した展示がされています。

さて、軍艦島は昭和49年に閉山になり島民はすべて去り無人島になりました。世界遺産に指定された炭鉱遺跡は閉山後かなりの部分が撤去もしくは解体されて建造物はあまり残っていません。現在実施されている軍艦島観光はこの産業遺跡を手摺越しに遠くから眺めるので当時の生活を感じることはできません。しかし高層住宅群は手がつくことなく、風雨で荒れるまま、約45年前のまま残されています。建物の中を瓦礫を避けながら歩くと、昭和49年の閉山で歴史が止まった炭鉱の生活を感じ取れます。朽ちた窓枠・手摺・畳、持ち出せなかったのか錆びた洗濯機、ミシンやテレビ、台所の食器や鍋、そして病院の朽ちたベッド、小中学校の隅に片付けられた木製の机、諸々。今の筑豊では感じられない日本のエネルギーを支えた炭鉱での生活を感じ取れる国内唯一の場所が軍艦島です。



炭鉱遺跡



廃墟の住居跡



生活の跡

現在64歳、残された人生のライフワークとして、日本の産業を支え、忘れ去られようとしている炭鉱の歴史、そしてその炭鉱夫とその家族の生活が感じられる炭鉱生活遺産の軍艦島を保存する活動に微力ですが貢献していきたいと思っています。

※写真は長崎市の特別な許可を得て掲載しています。

会員の皆様、「私のお気に入り」の投稿を随時募集しております。
協会（電話(082)221-0600）までお問い合わせください。



新入会会員紹介

正会員

事 務 所 名	所 在 地	開 設 者	管理建築士	T E L
中国電力株式会社一級建築士事務所	〒730-8701 広島市中区小町4-33	清水 希茂	河野 倫範	(082) 544-2519
				F A X
				(082) 544-2528
	このたび、建築士事務所協会へ入会させていただきました。 主に電力施設等の設計・工事監理等を行っています。			
河野 倫範				

事務所名	所在地	開設者	管理建築士	T E L
畑本安幸一級建築士事務所 紹介者：(株)ニッテイ建築設計 中・四国事務所 大倉 将裕	〒732-0016 広島市東区戸坂出江 2-6-8 ランドコア戸坂出江501	畑本 安幸	畑本 安幸	(082) 215-3928
				F A X
				(082) 215-3928



この度建築士事務所を開設し、広島県建築士事務所協会に入会させていただきました。
長く郵政関連の設計等に携わってまいりました。これまでの経験を活かしつつ、広く広島の
建築業界の発展に貢献していきたいと思ひます。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

事 務 所 名	所 在 地	開 設 者	管理建築士	T E L
宮森洋一郎建築設計室	〒730-0025 広島市中区東平塚町 1-1	宮森 洋一郎	宮森 洋一郎	(082) 243-2717
				F A X
				(082) 243-2754
	以前、入会していた時期がありましたが、復帰いたしました。 よろしくお願いいたします。			

賛助会員

会社名・代表者名	所 在 地	T E L	営 業 品 目
福井コンピュータアーキテクト株式会社 中四国営業所	〒732-0816 広島市南区比治山本町 16-35 広島産業文化センター11F	(082) 236-8130	建築CADソフトの開発及び 販売
		F A X	
		(082) 236-8131	
 所長 田中 一広	今後標準化されていくであろうBIMの普及・三次元化を広島県建築士事務所協会と 共に進めていければと考え入会させて頂きました。BIMをはじめとするCADのご相 談はお任せください。		

矢作建設グループには全国で 4000 件以上の耐震補強実績があります。



ピタコラム



セスレット



制震ピタコラム

■ 建物を使用しながら工事が可能 ■ 高層建築物に対応 ■ 眺望・採光を確保



矢作建設工業株式会社

www.yahagi.co.jp

広島支店 〒732-0052 広島市東区光町 1-9-28 第一寺岡ビル 7 階

TEL:082-264-6680 FAX:082-264-6683



ピタコラム工法

〈営業品目〉

杭打工事・サッシ工事・ALC工事／合板・新建材・住宅機器
合成樹脂原料・樹脂製品／IBM OA機器・システム開発
建設資材の総合商社

光和物産株式会社

広島支店／〒733-0001

広島市西区大芝 2 丁目 10 番 23 号

TEL (082) 230-1855(代) FAX (082) 230-1866

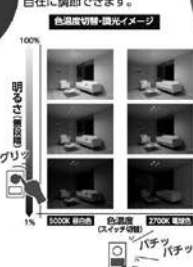
NEW

ダウンライト
3兄弟

選べる3タイプの調光スタイル

楽調
フルレスタイプ
ダウンライト
らくちん

昼白色と電球色を
スイッチ切替え



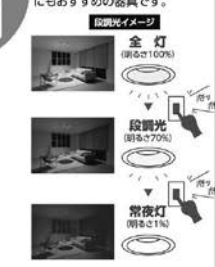
温調
市販灯調光タイプ
ダウンライト
かんたん

あたたかい色へ
もっと



段調
フルレスタイプ
ダウンライト
かんたん

明るさを
スイッチ切替え

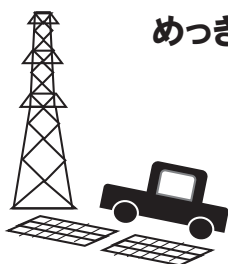


大光電機株式会社

中四国支店/Tel.(082)247-6711 Fax.(082)249-5472 〒730-0811 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル8F

DAIKO
http://www.lighting-daiko.co.jp

メンテナンスフリーの 溶融亜鉛めっき



めっき工場見学やめっき勉強会のお手伝いをさせていただきます。

- 溶融亜鉛めっきと電気メッキは別のものです。
- 車のボディーに溶融亜鉛めっきが使われているのを御存じですか？
- 電力の鉄塔を塗り替えているのをご覧になられた事がありますか？
- 始終、トラックのタイヤに踏んづけられているグレーチング、錆びたグレーチングを見られた事がありますか？

お問い合わせ

圓光産業株式会社

TEL:(0845)25-1115 (担当: 松原・寺本)

〒722-2102

尾道市因島重井町474-25

FAX: (0845)25-1181 URL http://enko.co.jp/

(正会員)

1. 登録申請者変更

○三和鉄構建設(株)建築設計事務所

新：代表取締役 中島 裕一郎

旧：代表取締役 中島 秀晴

編集後記

今年は、元号が「令和」に変わる大きな節目の年となりました。

昨年の西日本豪雨災害に続き、台風19号による大きな被害を目の当たりにし、災害に強い建築を設計することも我々の使命ではないかと、改めて考えさせられた一年になりました。心が痛む災害がある中、天皇御即位に伴う諸行事は、明るい気持ちになり、心に残る出来事でした。

また、ラグビー・ワールドカップが開催され、日本チームの活躍に皆が感動し、予想を上回る盛り上がりを見せました。観戦のために日本を訪れた人々が広島にも立ち寄り、例年以上に外国の方々が多かった印象を受けました。ローマ法王の訪広も実現し、さらに世界から注目される事でしょう。

来年は、災害が無く、東京オリンピックの開催で再び日本中が盛り上がることで、カープとサンフレッチェの活躍で広島に活気が戻ることを願っています。

以前に、当会報誌の「私のお気に入り」で「万葉の旅」という本をご紹介しました。

万葉集の最後に、大伴家持が因幡の国で新年（759年）を迎えて詠んだ歌が載せられています。

あた新しき 年の始めの 初春の 今日降る雪の いや重け良事し よ ごと （巻20-4516）

「新 年乃始乃 波都波流能 家布敷流由伎能 伊夜之家餘其騰」（万葉仮名）

新春に降り積もる雪のように良い事がたくさんありますように、と願って詠まれた歌であると言われています。この歌のように、新しい年が皆様にとって幸多き一年となりますように祈念いたします。

加納 秀一

一般社団法人 広島県建築士事務所協会 情報・編集委員会

担当副会長 安藤 俊彦

担当理事 加納 秀一 委 員 山本 英広

委 員 長 福山 雅也 中崎 隆之(賛助会員)

副委員長 熊野 弘伸(賛助会員) 浅敷 重和(賛助会員)

委 員 藤本 誠二 日高 博之(賛助会員)

三好 明彦 事 務 局 河原 直己

増本 泰成 長谷川彩子

中本 宗史 大木 一郎

発行所 一般社団法人 広島県建築士事務所協会

〒730-0013 広島市中区八丁堀5番23号

T E L (082) 221-0600

F A X (082) 221-8400

ホームページアドレス <https://h-aaa.jp/>

Eメール info@h-aaa.jp

印刷所 株式会社インパルスコーポレーション

〒731-0141 広島市安佐南区相田1丁目16番27号

T E L (082) 878-6000

F A X (082) 872-1664

会報誌への広告掲載を募集しています

会員：(一社)広島県建築士事務所協会の正会員及び賛助会員

□ 広告料(税別)

サイズ	1/4			1/2		1ページ	
申込者		会 員	会員外	会 員	会員外	会 員	会員外
白 黒	6回	18,000	30,000	6,000	10,000	12,000	20,000
	12回	36,000	60,000				
カラー	6回	30,000	45,000	10,000	15,000	20,000	30,000
	12回	60,000	90,000				
大きさ	A4サイズの約1/4			A4サイズの約1/2		A4サイズ(縦)に入るもの	
	約60mm×約165mm			約120mm×約165mm		約250mm×約165mm	
備 考	年6回又は12回継続契約			1回あたり		1回あたり	

- 【おねがい】
1. 申込書は、希望掲載月の前の月の5日までにご提出ください。
 2. 原稿は、申込者が作成してください。
 3. 原稿は、希望掲載月の前の月の10日までにご提出ください。

広告申込書

お申込者(社名)				申 込 日	令和 年 月 日											
ご 住 所																
担当者ご氏名																
T E L					F A X											
e-mail																
広告の名称(表題)																
広告サイズ	1/4			1/2			全ページ									
カ ラ ー	白 黒			カラー												
希望掲載月	6 回	12 回	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	※1/4サイズは、年6回か12回の継続契約となります															
広告料金額																

※ 広告の希望欄に○印を付けてください。

【お問合先・お申込先】 (一社)広島県建築士事務所協会 〒730-0013 広島市中区八丁堀5-23オガワビル2階
電話 082-221-0600 FAX 082-221-8400 Eメール info@h-aaa.jp

随時募集中！

会報誌発行時の広告チラシやパンフレットの有料折込

毎月の会報発行時に貴社の広告チラシや製品パンフレット等を有料で同封いたします！
受付可能なサイズ等、詳しくは事務局までお気軽にお問い合わせください。
折込料：10,000円(税別)/1回

平成 27 年 6 月 25 日に施行された建築士法の一部を改正する法律（法律第 92 号）で「設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化【第 24 条の 9】」が規定されました。

【第 24 条の 9】 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

建築士事務所協会の会員の皆様へ

日事連・建築士事務所 賠償責任保険 (建築家賠償責任保険)

あなたの
事務所を
賠償事故から
守る



日事連・建築士事務所 賠償責任保険の特徴

- 日本国内での設計・監理業務のミスに起因する、
 - ・ 設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損
 - ・ 上記に起因する他人の身体の障害ならびに他人の財物の損壊
→ 建築士事務所が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会構成員のための制度。団体割引で加入可能
- 国内建築物の設計・監理業務を包括的にカバー → 発注者から大きな信頼！
- 基本補償プランの支払限度額 5 千万円から 5 億円まで事務所の実態に合わせて選べる 5 タイプ！
- 保険料は経費として損金処理可能。お支払いは便利な自動口座引落とし。

平成 26 年 4 月から補償が追加されました！

- (1) 情報漏えい事故補償 (日事連会員のみ)
- (2) 初期対応費用補償 (会員・非会員)
- (3) 訴訟対応費用補償 (会員・非会員)

安心をプラス

長年にわたるご要望にお応えして、オプションプランを追加できるようになりました！

- ① 構造設計業務ミスによる「構造基準未達」時の賠償事故を補償
- ② 建築基準法等における「法令基準未達」時の賠償事故を補償
- ③ 建物調査業務（耐震診断等）中の賠償事故を補償

※ 会員のみ加入可能。別途特約保険料が必要。

このご案内は建築家賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は建築家賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細はパンフレットに記載されている保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

資料請求、ご質問は下記にお申し付けください

日事連・賠償責任保険指定代理店

有限会社日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-9-4 東京 ST ビル 3F

TEL 03-3552-1077 FAX 03-3552-1066

E-mail: njs@nichijiren-service.com

担当：阿部・助川・松原

ホームページを開設しました！ <http://www.nichijiren-service.net/>

引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社



Stainless curtain wall

Order furniture



Order made kitchen



Order made kitchen



ステンレス加工と家具製作 そしてキッチン。



株式会社 松岡製作所

本社・ショールーム

東京ショールーム

広島市西区商工センター 8-9-33

TEL:082-277-2571 FAX:082-277-2789

東京都世田谷区奥沢 7-1-3-1F

TEL:03-5726-8622 FAX:03-5726-8623

<http://www.matsuoka-pro.com>

☎ 0120-477-473

“建設業界の発展”のために協同できること

私たち総合資格学院は、建設業界の振興を目的とし、様々なかたちで全国の建設系団体や地方自治体と協同させていただいております。

その活動は設計展の支援から、講演会の支援や当学院合格者の入会幹旋まで多岐にわたりますが、ここではその取り組みの一部をご紹介させていただきます。今後も、No.1スクールの自覚を持ち、この様な活動を通じて建設業界に貢献して参りますので、各種イベントや企画に関するサポート等については、お気軽に最寄りの当学院までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

大連理工大学 建築・芸術学院 他 × 総合資格学院

21世紀アジア地域に向けた新しい建築「伊東豊雄氏 講演会」

平成29年9月22日。大連理工大学建築・芸術学院、大連民族大学設計学院との共同で「21世紀アジアの地域に向けた新しい建築」と題したイベントが中国の大連で開催されました。このシンポジウムでは、当学院が長年にわたり活動を支援している伊東豊雄氏の基調講演をはじめ、中国の著名建築家や大学教授の方をゲストに迎えたクロストークなどが行われ、日中合同で実現した有意義なイベントは大きな反響と共に幕を閉じました。



(一社) 東京建築士会 × 総合資格学院

住宅課題賞2018 [建築系大学住宅課題優秀作品展]

東京建築士会の主催による設計展「住宅課題賞」は、建築を学ぶ学生のみなさんが、建築の基本である住宅の設計を通して建築への興味とその社会的意義の認識を深めるとともに、大学間、第一線の建築士との交流によって、建築教育の情報交換と向上を図る目的で開催されています。当学院が発行する本展記録集では、各校から選出された51作品すべてを各4ページで紹介。また、建築教育関係者の情報交換の場となるよう課題文を展示する、という設計展の趣旨を作品集においても踏襲し、作品紹介と一緒に課題文や指導教員のコメントも併せて掲載しています。



伊東豊雄氏×小堀哲夫氏 × 総合資格学院

若手業界人・建築学生向け 特別講演会

毎年恒例となっている、若手業界人と建築を学ぶ学生を対象とした講演会。平成30年は当学院が活動を支援する伊東氏と、当学院で学び一般建築士資格を取得した小堀氏がゲストとして登壇。これからの業界を担う方々にとって、とても有意義な講演会となりました。



金沢市 × 総合資格学院

歴史的空間再編コンペティション2018

歴史的空間再編コンペティションは、「学生のまち・金沢」「歴史都市・金沢」に全国の学生が集い、歴史的な空間との対話を通して、学び合い競い合うことで、歴史的空間のストックを見つめ直し、新しい価値が生まれる学びの場を創ることを目的で開催されています。



名古屋工業大学/光誠会 × 総合資格学院

第五回 鈴木次賞

同大学建築学科OB会の創立100周年を記念して創設された鈴木次賞。組織型設計において、特に若手設計者によって設計された、創造的で、かつ機能的、技術的にも卓越した建築作品と、その設計者を表彰することを目的として開催されています。



総合資格学院は1級建築士試験も2級建築士試験も「日本一」の合格実績！

2018年度 1級建築士 設計製図試験

広島県 合格者占有率

61.7%

広島県合格者 81名中／当学院当年度受講生 50名
(2018年12月20日現在)

2018年度 2級建築士 学科+設計製図試験

広島県 ストレート合格者占有率

46.8%

広島県ストレート合格者 94名中／当学院当年度受講生 44名
(2018年12月6日現在)

2018年度 2級建築士 設計製図試験

全国 当学院当年度受講生合格者数

2,179名

※全国合格者5,997名中、総合資格学院合格者2,179名・日建学院合格者2,137名・その他合格者1,681名
※出典: <http://www.ksknet.co.jp/nikken/index.aspx>
※前記、合格実績および合格者の内訳は2018年12月11日現在のものです。

●2018～2014年度 1級建築士設計製図試験 全国合格者合計18,464名中、当学院受講生10,427名 全国合格者占有率56.5% ※当学院のNo.1に関する表示は、公正取引委員会「No.1表示に関する実態調査報告書」に基づき掲載しております。 ※総合資格学院の合格実績には、模範試験のみの受験生、教材購入者、無料の役務提供者、過去受講生は一切含まれておりません。 ※全国/都道府県合格者数・都道府県ストレート合格者数は、(公財)建築技術教育普及センター発表に基づきます。 ※学科・製図ストレート合格者は、2級建築士学科試験に合格し、同年度の2級建築士設計製図試験にストレートで合格した方です。

広島県建築士会事務所協会会員様
会員特別割引あり!

TVCM 公開中! 詳しくは学院HPへ



総合資格学院

スクールサイト www.shikaku.co.jp Facebook「総合資格 校」で検索!
コーポレートサイト www.sogoshikaku.co.jp 総合資格 検索



広島校

広島県広島市中区中町7-35 和光中町ビル 4F
TEL.082-542-3811

福山校

広島県福山市三之丸町11-11 三の丸ビル 1F
TEL.084-991-3811

1級・2級 建築士

構造設計1級建築士
設備設計1級建築士

建築設備士

1級・2級
建築施工管理技士

1級・2級
土木施工管理技士

1級・2級
管工施工管理技士

宅地建物取引士

インテリア
コーディネーター

賃貸不動産
経営管理士